

令和5年度の運営指導の結果について (気仙沼保健福祉事務所実施分)

運営指導において指導が多かった事項 (10件以上指摘等があった項目を抽出)

- ・感染症対策に関すること (48件)
- ・ケアマネジメントプロセスに関すること (28件)
- ・業務継続計画 (BCP) に関すること (21件)
- ・運営規程に関すること (19件)
- ・虐待防止に関すること (18件)
- ・重要事項説明書に関すること (13件)
- ・勤務表に関すること (12件)
- ・事故防止に関すること (12件)
- ・会計区分に関すること (11件)

感染症対策に関する指導について

○ 感染症対策に関する指導（特に指導が多かった内容）

| 前提 | 指摘内容 | 原因 |
|---|--|--|
| <p>感染症の予防及びまん延防止のための委員会の開催／指針の整備／定期的な研修・訓練の実施が必要</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会を開催していない ・ 指針を整備していない ・ 定期的に研修や訓練を実施していない。 | <p>R3介護報酬改定で努力義務化された事項に未対応（R6～は義務化）</p> |
| <p>（指定訪問介護事業所）（※）の（設備及び備品等）（※）について、衛生的な管理に努めなければならない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者ごと、また不潔物を処理した後にエプロンを変えていない。 ・ 詰め替えて使用する手指消毒液の詰め替え元の開封日を把握していない。 ・ 爪切りやくし等を共用で使っている。 ・ 清潔区域と不潔区域が分かれていない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生に対する認識不足 ・ 備品等の不適切な取り扱い |

（※）（）内は各種サービス名等が入る。

一連のケアマネジメントプロセスに 関する指導について

○ 一連のケアマネジメントプロセスに関する指導（特に指導が多かった内容）

| 前提 | 指摘内容 | 原因 |
|--|--|----------------------------|
| <p>（訪問介護）（※）計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って作成しなければならない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・両計画でサービス内容、提供時間、提供頻度等が異なっている。 | <p>計画書の記載不備かケアマネとの連携不足</p> |
| <p>（指定通所介護事業所の管理者）（※）は、計画作成に当たっては、その内容について説明し、同意を得る／交付する／実施状況の記録・目標達成状況の記録を行う必要がある。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・計画の説明をしないまま、または同意を得ないままサービスを提供している。 ・目標に対する評価が行われていない。 | <p>一連のプロセスの認識不足</p> |
| <p>指定（介護老人福祉施設）は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・医師の指示書と実際に行われているケアが異なっている。 ・計画のサービス内容とケア記録の内容が異なっている。 | <p>ケア根拠の認識不足</p> |

（※）（）内は各種サービス名等が入る。

業務継続計画（BCP）に関する 指導について

○ 業務継続計画（BCP）に関する指導（特に指導が多かった内容）

| 前提 | 指摘内容 | 原因 |
|---|---|---|
| <p>感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する（訪問介護）（※）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> | <ul style="list-style-type: none">・計画を策定していない・研修や訓練を実施していない・感染症のBCPがコロナ対応のものになっている（★） | <p>R3介護報酬改定で努力義務化された事項に未対応（R6～は義務化）</p> |

（※）（）内は各サービス名等が入る。

運営規程に関する指導について

○ 運営規程に関する指導（特に指導が多かった内容）

| 前提 | 指摘内容 | 原因 |
|---|--|---|
| 指定（訪問介護）（※）事業者は、指定（訪問介護）（※）事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めておかなければならない。 | <ul style="list-style-type: none">・虐待防止措置に関する記載がない。・従業員の記載内容が実態と異なっている。 | <ul style="list-style-type: none">・ R3介護報酬改定で努力義務化された事項に未対応（R6～は義務化）・ 内容の未更新 |

（※）（）内は各サービス名等が入る。

虐待防止に関する指導について

○ 虐待防止に関する指導（特に指導が多かった内容）

| 前提 | 指摘内容 | 原因 |
|---|-----------------------------------|----------------------------------|
| 虐待防止のための対策を検討する委員会を開催する／指針を整備する／研修を定期的で開催する／これらの措置を実施するための担当者を置かなければならない。 | 定期的に委員会が開催されていない、結果が従業員へ周知されていない。 | R3介護報酬改定で努力義務化された事項に未対応（R6～は義務化） |

重要事項説明書に関する指導について

○ 重要事項説明書に関する指導（特に指導が多かった内容）

| 前提 | 指摘内容 | 原因 |
|--|---|--|
| <p>指定（訪問介護）（※）事業者は、指定（訪問介護）（※）の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、通所介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> | <ul style="list-style-type: none">・ 第三者評価制度の実施状況に関して記載がない。・ 主治医や家族の連絡先の記載がない・ 苦情や相談の申立先の記載が誤っている。・ 従業員の員数が実態と異なっている。 | <ul style="list-style-type: none">・ 記載内容の認識不足・ 内容の未更新 |

（※）（）内は各サービス名等が入る。

勤務表に関する指導について

○ 勤務表に関する指導（特に指導が多かった内容）

| 前提 | 指摘内容 | 原因 |
|--|--|--------------------|
| 指定（訪問介護）（※）事業者は、利用者に（※）対し適切な指定（訪問介護）を提供できるよう、指定（訪問介護）（※）事業所ごとに、（訪問介護員等）（※）の勤務の体制を定めておかなければならない | <ul style="list-style-type: none"> ・常勤非常勤や専従兼務の記載が誤っている。 ・兼務者の勤務時間が正しく記載されていない。 ・常勤換算の計算が誤っている。 | 常勤非常勤・専従兼務に関する認識不足 |

【このような記載ミスが多くみられます。】

① ■事業所と▲事業所で1日4時間ずつ管理者をしている場合の■事業所での勤務表
 ×常勤専従で8時間勤務 ○非常勤専従で4時間勤務（■事業所内だけの勤務状況で判断する）

② ■事業所で4時間ずつ管理者と生活相談員を兼務している場合の勤務表
 ×各職種、常勤兼務で8時間勤務 ○各職種、常勤兼務で4時間勤務（職種ごとに勤務時間を分ける）

※同様の不備は指定更新や変更届の勤務表でも複数見受けられるため、勤務表の作成にあたっては注意してください。

（※）（）内は各サービス名等が入る。

事故防止に関する指導について

○ 事故防止に関する指導（特に指導が多かった内容）

| 前提 | 指摘内容 | 原因 |
|--|--|---|
| <p>（居宅系） 利用者に対する指定（訪問介護）（※）の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定（訪問介護）（※）事業者が定めておくことが望ましい。</p> <p>（施設系） 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> | <ul style="list-style-type: none">・ 事故防止マニュアルの記載内容が不足している。・ 事故発生時の行政への報告基準が誤っている。 | <ul style="list-style-type: none">・ 記載が必要な事項の認識不足・ 行政への報告基準の認識不足 |

（※）（）内は各サービス名等が入る。

★事業者における事故報告基準について

【報告を要する事故等】

- ①サービスの提供中に発生した重症又は死亡事故
 - ・従事者等の故意又は過失の有無に拘わらず、外部の医療機関で治療を受けた場合（施設内の同程度の治療を含む）
 - ・ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合及び利用者に見舞金や賠償金を支払う場合
 - ・利用者が病気等により死亡した場合であっても後日トラブルが生じる可能性が認められるもの
- ②食中毒及び感染症等の発生（法令により保健所等へ通報が義務付けられている事由の事故）
- ③職員の法令違反・不祥事件等（利用者の処遇に影響があるもの）

【報告先】

被保険者の属する保険者（市町村）

※死亡事故の場合は、県にも報告

会計区分に関する指導について

○ 会計区分に関する指導

| 前提 | 指摘内容 | 原因 |
|--|--------------------|---------|
| 指定（訪問介護）（※）事業所は、指定（訪問介護）（※）事業所ごとに経理を区分するとともに、指定（訪問介護）（※）の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない | ・各事業ごとに会計が区分されていない | 規則の認識不足 |

【会計区分に関するポイント】

- ・支出と収入それぞれで、会計区分を分ける必要がある。
- ・事業の会計：指定事業と介護予防事業は別事業所と捉える。福祉用具の貸与と販売も別事業所。

★WAM NETで「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」で検索すると、参考文書が出てきます。

（※）（）内は各サービス名等が入る。